

広島県告示第四百七十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定によつて、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を平成二十二年五月十一日認可した。

平成二十二年五月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

江の川漁業協同組合

2 住所

三次市三次町一八五七―一

二 免許番号

内水共第五十六号

三 変更の内容

第三条の表中、「ちやぐり」の期間に「但し、山根川尻より下流両国橋上流側付け根まで（入会区）は九月二十日から十一月三十日まで」を加える。

附 則

この規則は知事の認可があつた日から施行する。